令和8年4月1日

高等学校保護者各位

生成 AI 利活用の保護者【同意書】

成田高等学校
校長　鈴木 隆英

日頃より、本校の教育活動へのご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、令和6年12月26日に、文部科学省から「初等中等教育段階における生成　AI の利活用に関するガイドライン（Ver.2.0）」（以下、ガイドライン）が公表されました。ガイドラインでは「AI 時代を生きる子供たちが生成 AI をはじめとするテクノロジーをツールとして使いこなし、一人一人が才能を開花できるようになることは重要であり、生成 AI の学校における利活用は、そのための助けになり得るものである」と言及されています。

本校では、ガイドラインに記載された「学校現場において押さえておくべきポイント」を踏まえながら、授業等において生成AIの利活用を検討しております。

生成 AI ツールによっては、「18歳未満の場合は保護者同意が必要」等の利用規約を設けているものがあります。このようなツールを利活用するため、保護者等の皆様からの承諾を得たいと考えております。

生徒の生成 AI 利用について、保護者からの**意思を選択し**署名欄にご署名の上、ご提出ください。

なお、意思の変更はいつでも可能です。また、同意いただけない場合であっても、クラスの学習活動として生成AIを利用することがあることをご承知おきください。

※ガイドラインは文部科学省のWebサイト上で確認できます。

対話型生成AIは、知性ではなく「確率的な言葉のつながり」で文章を作るプログラムです。確定している事実そのものを調べるには不向きなため、利用者は特性を理解し、出力結果を自ら判断する「AIリテラシー」を涵養しなければなりません。

生成AIは思考を代行させるものではなく、人間の発想を広げ、深めるためのヒントを得るツールと考えます。利活用にあたっては、個人情報の保護や著作権をはじめ他者の権利を侵害しないなどの留意事項の遵守を徹底する必要があります。

ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーキリトリーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー

成田高等学校　生成 AI 利活用の保護者【同意書】

私は、＿＿年＿＿組＿＿番（生徒氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が授業等において、

生成 AIを利活用することについて（　同意します　・　同意しません　）。

令和＿＿年＿＿月＿＿日

保護者氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿